２　市町村議会で議決した意見書（平成26年12月議決分）

平成26年12月10日現在

No.	市 町 村 名	件名	議決年月日
1	矢　巾　町	政府による緊急の過剰米処理を求める意見書	H26.11.25
2	岩　泉　町	都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入にかかる交付金削減の撤廃を求める意見書	H26.12.5
3	岩　泉　町	岩手県の医療費単助成制度について現物給付の導入を求める意見書	H26.12.5
4	岩　泉　町	米価安定対策等に関する意見書	H26.12.5
5	田 野 畑 村	消費税10%増税の中止を求める意見書	H26.11.25

市町村議会名	意見書の内容
矢　巾　町	【議決年月日】平成 26 年 11 月 25 日 【提　出　先】内閣総理大臣、農林水産大臣 【件　　　名】政府による緊急の過剰米処理を求める意見書 2014年産米は宮崎県、鹿児島県、高知県などの超早場米の消費地での取引が「前年を4,000円程度下回る12,000円台（１俵60kg)」などと取り沙汰され、全国的な価格の大暴落が強く懸念されます。 この間、米の生産費が 16,356 円（60 kg当たり全算入　2007～2011 年平均）という一方で、米価下落が続いています。農家手取りベースで 4,000 円前後の赤字という状態がこの数年の傾向です。さらに 2014 年産米から経営所得安定対策が半減され、米価変動補てん交付金も事実上廃止となり、稲作農家の経営は圧迫されています。 このもとで米価がさらに暴落するなら、再生産が根底から脅かされることになります。とりわけ、規模拡大をしてきたいわゆる「担い手」の経営への打撃ははかりしれないものがあります。 そもそも、この春から秋にかけての米価の下落は、政府の姿勢によるものが大きいと考えられます。2013 年・2014 年の基本指針を決めた昨年 11 月の「食料・農業・農村政策審議会食糧部会」で、今年６月末の在庫が２年前に比べて 75 万ｔも増える見通しを認識しながら、何ら対策を講じてこなかった政府の責任が問われています。また、「攻めの農政改革」で５年後に政府が需給調整から撤退する方針を打ち出したことも追い打ちをかけています。 主食の米の需給と価格の安定を図るのは政府の重要な役割です。過剰基調が明確になっている今、政府の責任で需給の調整を行うのは当然であり、緊急に対策を実施することが求められています。こうした緊急対策も含めて政府が「米の需給と価格の安定に責任を持つ」姿勢を明確にすることがいま、最も求められています。 以上の趣旨から下記の事項について、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。 記 １　備蓄米買い入れをはじめ、政府の責任で緊急に過剰米処理を行うこと。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月５日 【提　出　先】参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】都道府県単独医療費助成制度における現物給付導入にかかる交付金削減の撤廃を求める意見書 医療費助成制度の給付方法は「償還払い」と「現物給付」の２つの方法があり、子どもの医療費助成で現物給付を導入している自治体は、全国で過半数を超えています。 しかし、現物給付を導入すれば、ペナルティとして国からの交付金が削減されてしまいます。 現物給付のメリットは、自己負担上限額分の医療費を準備すれば、それ以上の支払いが必要ないことです。このため、安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。 なぜ、国は、住民の健康のために患者負担を軽減している自治体に対してペナルティを科すのでしょうか。そもそも国民の健康を守ることは、憲法25条にも規定されているように国の責務ではないでしょうか。 このことから、次の項目について早期の実現を求めます。 記 １　国は現物給付を導入している自治体に対する交付金の削減を中止すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月５日 【提　出　先】岩手県知事 【件　　　名】岩手県の医療費助成制度について現物給付の導入を求める意見書 医療費助成制度の給付方法は「償還払い」と「現物給付」の２つの方法があり、子どもの医療費助成で現物給付を導入している自治体は、全国で過半数を超え、東北では本県以外の全ての県で導入されています。 現物給付のメリットは、自己負担上限額分の医療費を準備すれば、それ以上の支払いが必要ないことです。このため、安心して受診でき、傷病の早期発見・早期治療につなげることができます。 また、償還を受けるために必要な医療費助成給付申請手続きや償還払いに係る事務作業及び振込手数料が不要になります。 このことから、次の項目について早期の実現を求めます。 記 １　県は医療費助成制度について現物給付を導入すること。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
岩　泉　町	【議決年月日】平成 26 年 12 月 5 日 【提　出　先】参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣 【件　　　名】米価安定対策等に関する意見書 　26年産米の価格下落と米の直接支払交付金の減額は、農地の集積をすすめてきた大規模な担い手ほど被る影響は大きく、こうした深刻な状況は、本県農業・稲作農家の経営に甚大な影響を及ぼすだけでなく、「新たな農業・農村政策」の取り組みにも影響を及ぼすものと考えられます。 　こうした状況においても、政府は、需給調整のための出口対策は行わず、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）およびナラシ移行のための円滑化対策（26年産限り）のみで対応する方針を示していますが、来年以降も稲作を継続していくためには、緊急対策を実施するとともに、万全なセーフティネット対策を構築していく必要があります。 　よって、国においては、将来にわたって安定的な稲作経営を展望できるよう、早急に次の措置を講じるよう強く要望します。 記 １　担い手が再生産可能な所得を確保できるよう、米価変動に対応し得るセーフティネットを早期に構築すること。また、万全なセーフティネット対策が確立されるまでの間は、再生産可能な水準で米価を安定させるため、政府備蓄米制度の柔軟な運用や仕組みの改善などを通じた適切な対応を行うこと。 ２　意欲ある多様な担い手がナラシ対策に加入できるよう、認定農業者制度の弾力的な運用の徹底や集落営農の組織化を進めるとともに、とりわけ県や市町村が定める所得目標については、地域実態に応じた柔軟な対応を行うよう強力に指導すること。 　また、今後の米価動向等をふまえつつ、ナラシ対策について、補填対象や補填割合の拡大など特例的な措置を講じること。 ３　27年産の生産数量目標については、入口対策のみで需給調整をはかる現行の政策の枠組みをふまえ、例年発生している過剰作付や25年産の持越在庫、消費動向等を勘案した適正な水準に設定すること。 　以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
田野畑村	【議決年月日】平成 26 年 11 月 25 日 【提　出　先】参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣 【件　　　名】消費税 10%増税の中止を求める意見書 本年４月より消費税率が８％となり、住民生活と景気に大きな影響を与えています。 内閣府が９月に発表した国内総生産（ＧＤＰ）改定値は、物価変動を除く実質で前期比 1.8%減、年率換算で 7.1%減と、消費の低迷により大幅に悪化しました。 しかし、たとえ「アベノミクス」によってマクロ的経済指標が上向いたとしても、都市部の好況感がすぐに地方へと伝わるものでありません。その上東日本大震災津波による被災地は復興の途上であり、いまだに多くの被災者は不自由な暮らしを余儀なくされています。こういう中で地域経済の回復が実感されない状況での、さらなる消費税増税は、いっそう都市部と地方の経済格差を広げるものとなり、被災者の生活再建の重い足かせにもなってしまいます。 このように、現在の状況でのさらなる消費税増税は、いっそう深刻な消費不況を招き、住民生活や地域経済に計り知れない影響を与えることは必至であります。 よって、国においては消費税 10%への引き上げを中止するよう強く要請します。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。